

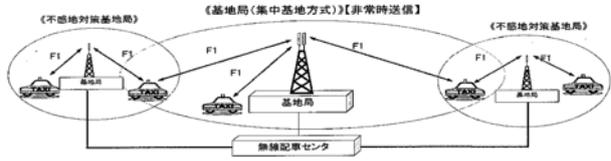
タクシー無線の電波法関係 審査基準の一部改正について

標題の審査基準の一部改正が、平成25年5月10日に施行され、今後は、この基準に基づき審査、免許(許可)されることになりました。

タクシー無線、特に基地局に係る改正が施行されましたので、少し解説を加えて説明し、お知らせします。

1. 集中基地局の電波発射方式が、「非常送方式」が可能となりました。
 - ①従来集中基地局の電波発射方式は、常時発射(「常送方式」という。)であり、不感地解消用の前進基地局を設置する場合は、前進基地局で別の周波数が必要であった。
 - ②今回、集中基地局の常送方式の検討を行った結果、通信時のみ電波を発射する方式(「非常送方式」という。)でも、現在の無線設備では不都合が生じないことが判明した。

○非常時送信による基地局送信方式

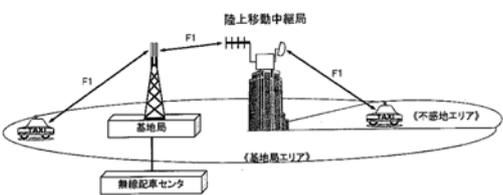


- ◎審査基準
- 集中基地方式の通信方式は、2周波半複信方式又は2周波単信方式であること。
 - 送信方式は、集中基地方式の場合は常時送信方式、分散基地方式の場合はこれによるものではないこと。ただし、単位地域における周波数割当てに影響を与えない場合は、この限りでない。

**理解の為の用語：常送方式
非常送方式
非再生中継方式**

2. 非再生中継方式の「陸上移動中継局」の設置が可能となりました。
 - ①集中基地局が、非常送方式となったことにより、集中基地局と同一電波を使用する陸上移動中継局の開設が可能となった。
 - ②この中継局は、簡素な構成とするため、非再生中継方式(集中基地局からの電波を受信しても、音声レベルまで戻すことなく再放射する方式をいう。)で行うものとする。

○非再生中継方式による不感地エリアカバー



- ◎審査基準
- 陸上移動中継局の中継方式は、非再生中継方式であること。
 - 不感地域の解消を図ることを目的として開設する基地局の周波数等は、基本的に親局(基地局)と同一であること。
 - 不感地域の解消を図ることを目的として開設する基地局及び陸上移動中継局の空中線電力は、不感地域の解消を図るための必要最小限であること。

1. 2. 項の図解

3. 基地局の空中線の高さや空中線電力について

改正では、次のようになりました。

- ①集中基地局 ・高さの制限はありません
- ・空中線電力は20Wが上限
- ②分散基地局 ・デジタル方式で、周波数使用
 計画に支障を与えない場合は、
 実効輻射電力20W以下であ
 れば高さ制限はなくなりました。

実効輻射電力：

簡易な計算で示すと、

送信機出力×アンテナ利得 \leq 20W

*** 「近自無協 だより」 No.209 (H25. 7) 掲載 ***